

# 教育委員会定例会事項書

令和4年7月8日(金)  
13:30~ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 富 横 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

## 3 議 題

議案第 26 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 27 号 情報公開請求等に係る審査請求について

議案第 28 号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

議案第 29 号 令和5年度三重県立高等学校入学定員について

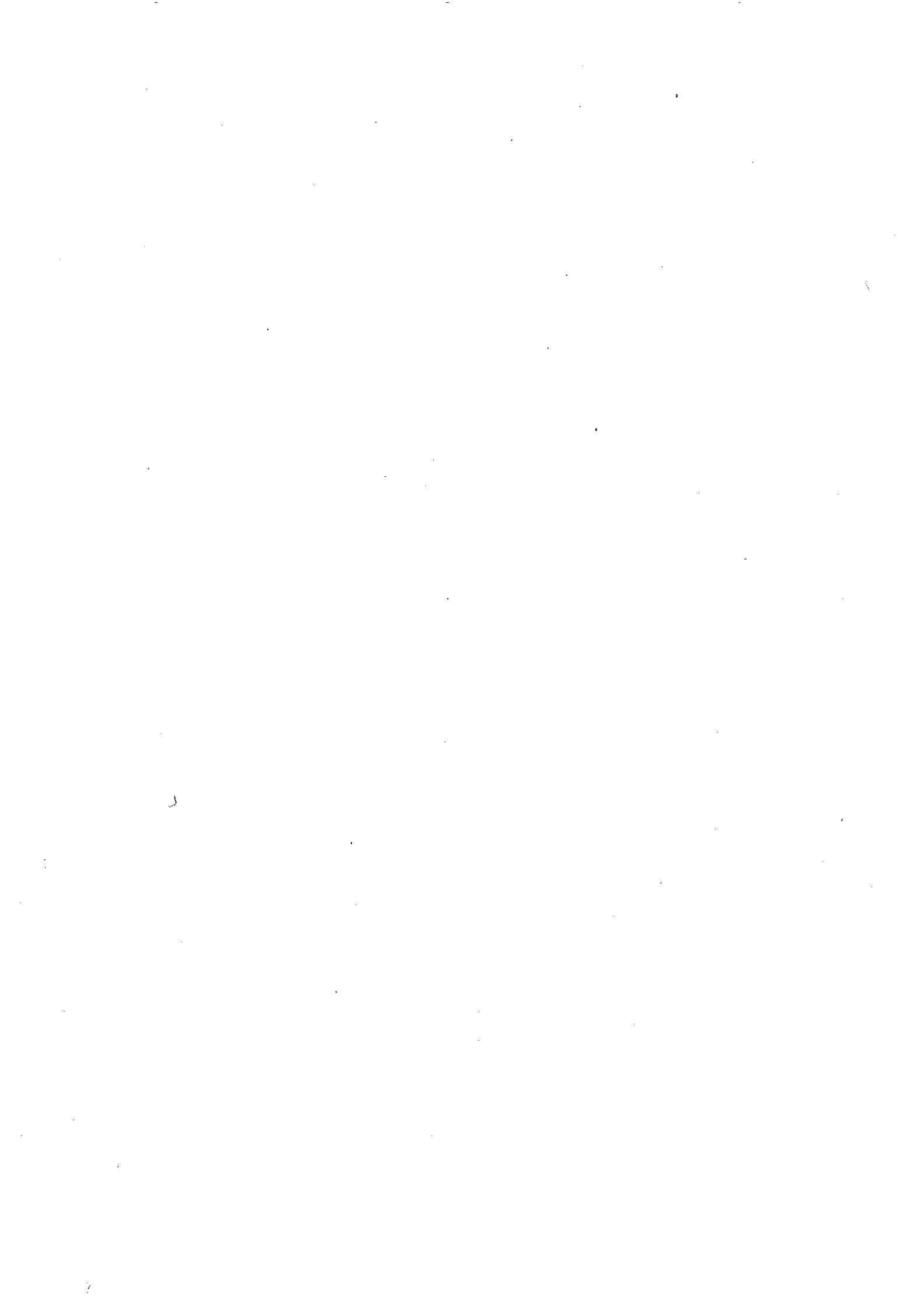
## 4 報 告 題

報告 1 第72回三重県高等学校総合体育大会に係る総合成績及び表彰式について

報告 2 令和4年度三重県中学校総合体育大会及び第44回東海中学校総合体育大会の開催について

報告 3 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について

## 5 閉 会 宣 言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日 時

令和4年6月24日（金）

開会 9時30分

閉会 10時26分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 栗須委員

### 4 採択議案の件名

議案第21号 教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則案

議案第22号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第23号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について

議案第24号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

議案第25号 三重県立美術館協議会委員の任命について

### 5 請願陳情の付議の結果

請願3 部活動改革の推進に関する請願について

請願3については不採択とする。

### 6 諸般の報告

報告1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

報告2 令和4年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告3 第104回全国高等学校野球選手権三重大会の開催について

報告4 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第26号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年7月8日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年三重県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受給資格証の交付等)	(受給資格証の交付等)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 県委員会は、前項の失業者の退職手当受給資格証交付願の提出があつたときは、失業者の退職手当受給資格証(第十一号様式の一。以下「受給資格証」という。)を交付しなければならない。	2 県委員会は、前項の失業者の退職手当受給資格証交付願の提出があつたときは、失業者の退職手当受給資格証(第十一号様式の一。次項及び第十一条の二に付して「受給資格証」という。)を交付しなければならない。
3 (略)	3 (略)
(条例第十条第一項の規則で定める理由)	
第十一条の二 条例第十条第一項の規則で定める理由は、次のとおりとする。	
一 疾病又は負傷(条例第十条第八項第三号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)	
二 前号に掲げるもののほか、県委員会がやむを得ないと認めるもの	
(受給期間延長の申請)	
第十一条の二 条例第十条第一項の申出は、受給期間延長等申請書(第十一号様式の三の二)に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当するとの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて県委員会に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないものについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。	
2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。	
3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならない。	
4 第一項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければなら	

- 5 ない。
- 県委員会は、第一項の申出をした者が条例第十一条第一項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（第十一号様式の二の二）を交付しなければならない。この場合（第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、県委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 6 い。
- 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を県委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、県委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- 二 条例第十一条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて県委員会に提出しなければならない。
- 8 前項の規定は、第六項の場合及び第一項ただし書の場合における第一項の申出に、第一項ただし書の規定は、第六項の場合について準用する。
- （条例第十条第四項の規則で定める事業）
- 第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十一条第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第一十一条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資

格者が自立することができないと県委員会が認めめたもの

(条例第十条第四項の規則で定める職員)

第十二条の五 条例第十条第四項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして県委員会が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十三条の六 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証添えて県委員会に提出することによって行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、一箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 県委員会は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第五項の規定により準用する第十三条の二第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、県委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を県委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、県委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期

	間延長等通知書及び受給資格証	
5	第十一条の二第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第一項ただし書の場合における特例申出に、第十一条の二第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第十一条の二第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。	
	第十一条の七 (略) (公共職業訓練等を受講する場合)	第十一条の一 (略) (公共職業訓練等を受講する場合)
	第十一条の八 受給資格者は、県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（第四項及び第十一条の十において「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届（第十一号様式の五）、通所届（第十一号様式の六）及び受給資格証を県委員会に提出しなければならぬ。	第十一条の三 受給資格者は、県委員会が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（第四項及び第十一条の五において「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届（第十一号様式の五）、通所届（第十一号様式の六）及び受給資格証を県委員会に提出しなければならぬ。
2 2 1 4	第十一条の九・第十一条の十 (略) 附 則 1 3 (略)	第十一条の四・第十一条の五 (略) 附 則 2 1 3 (略)
4	条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のか、次に掲げる者」とする。	条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のか、次に掲げる者」とする。

第十一号様式の二の次に次の二様式を加える。

第11号様式の3の2 (第11条の3、第11条の6関係)

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

① 申 請 者	氏 名		受給資格 証 番 号	
	住所又は 居 所			
② 退職年月日	年 月 日			
この申請書 ③ を提出する 理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 〔 具体的な理由 〕			
④ ③のイの理 由が疾病又 は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
職業に就く こ と が き ⑤ ない期間又 は事業を実 施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第11条の3第1項・第11条の6第1項の規定 により上記のとおり申請します。				
年 月 日 三重県教育委員会 宛て				
申請者氏名				
※ 处理欄	延長期間	年 月 日から	年 月 日まで	

備考

- この申請は、受給資格証及び③欄の理由の事実を証明することができる書類（医師の証明書、登記事項証明書等）を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

(日本産業規格A4)

第11号様式の3の3(第11条の3、第11条の6関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため  具体的理由		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年	月	日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年	月	日
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第11条の3第5項・第11条の6第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。  年 月 日			
三重県教育委員会			印

備考

- 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

(日本産業規格A4)

第十一条規則の四中「第11条の2関係」や「第11条の7関係」は省略。

第十一条規則の五から第十一条規則の七までの規定中「第11条の3関係」や「第11条の8関係」は省略。

第十一条規則の八から第十一条規則の十以下の規定中「第11条の5関係」や「第11条の10関係」は省略。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 リの規則は、公布の日から施行し、リの規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和四年七月一日から適用する。

##### (経過措置)

- 2 リの規則の施行の際既にリの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された、又は交付されたものの書類は、リの規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 リの規則の施行の日前に旧規則に規定する規則により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

雇用保険法の一部改正に伴う公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正により、失業者の退職手当受給期間にかかる特例に関し、規則に関する部分について、国に準じて規定を整備するものである。

### 2 改正内容

- (1) 失業者の退職手当の受給資格者が、事業を開始した場合における失業者の退職手当受給期間の特例について、対象者及び申請手続き等の規定を整備する。
- (2) その他規定を整備する。

### 3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の規定は、令和4年7月1日から適用する。

#### 【参考】事業を開始した者の失業者の退職手当受給期間の特例

失業者の退職手当受給期間について、事業を開始した者については、当該事業の実施期間を最大3年まで受給期間に算入しない。

報告 1

第 72 回三重県高等学校総合体育大会に係る総合成績及び表彰式について

第 72 回三重県高等学校総合体育大会に係る総合成績及び表彰式について、別紙のとおり  
報告する。

令和 4 年 7 月 8 日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



第72回三重県高等学校総合体育大会に係る総合成績について

- 1 大会名 第72回三重県高等学校総合体育大会  
 2 日程 令和4年5月27日(金)～5月29日(日)  
       (一部の競技種目は上記日程の前後に実施)  
 3 場所 県内各地  
 4 競技種目 36種目  
 5 参加校・人数 全日制の部 70校 13,824人  
                  定時制・通信制の部 11校 327人

6 成績

(1) 学校対抗総合成績一覧

全日制の部

順位	男 子		順位	女 子	
	学校名	得点		学校名	得点
1位	四日市工業高等学校	106.5	1位	四日市商業高等学校	80.0
2位	三重高等学校	94.5	2位	三重高等学校	64.5
3位	海星高等学校	58.0	3位	高田高等学校	57.5
4位	いなべ総合学園高等学校	49.0	4位	津商業高等学校	53.0
5位	高田高等学校	48.5	5位	暁高等学校	42.0
6位	津高等学校	48.0	6位	津田学園高等学校	40.0

定時制・通信制の部

順位	男 子		順位	女 子	
	学校名	得点		学校名	得点
1位	みえ夢学園高等学校	34.0	1位	徳風高等学校	13.0
2位	四日市工業高等学校	28.0	2位	北星高等学校	12.0
3位	向陽台高等学校古川学園キャンパス	22.5	3位	四日市工業高等学校 神村学園高等部伊賀	11.0

(2) 種目別団体成績一覧

別紙参照

第72回三重県高等学校総合体育大会に係る種目別団体成績一覧

全 日 制		男 子			女 子				
No.	競技種目＼順位	1位	2位	3位	1位	2位	3位		
1	陸上競技	伊賀白鳳	皇學館	近大高専	一	宇治山田商業	松阪商業	鈴鹿	一
	水泳(競泳)	尾鷲	津田学園	三重	一	尾鷲	津田学園	桑名	一
2	(飛込)	四日市工業	一	一	一	四日市	稻生	相可	一
	(水球)	四日市中央工業	稻生	一	一	一	一	一	一
3	体操(器械体操)	暁	いなべ総合学園	木本	一	暁	久居	木本	一
	(新体操)	一	一	一	一	津東	四日市メリノール学院	名張	一
4	野 球	津商業	津田学園	菰野	一	一	一	一	一
5	軟式野球	高田	伊勢	宇治山田	一	一	一	一	一
6	テニス	四日市工業	津東	津田学園	一	四日市商業	宇治山田商業	津田学園	一
7	ソフトテニス	三重	近大高専	伊勢工業	木本	三重	四日市商業	龜山	木本
8	卓 球	白子	高田	津	一	白子	高田	津	一
9	サッカー	一	四日市中央工業	宇治山田商業	津工業	四日市工業	神村学園	三重	高田
10	バレーボール	松阪工業	海星	三重	一	三重	津商業	明野	一
11	バスケットボール	四日市メリノール学院	四日市工業	津工業	一	四日市商業	四日市メリノール学院	いなべ総合学園	一
12	ソフトボール	四日市工業	松阪	一	一	津商業	伊勢学園	鈴鹿	津東
13	ハンドボール	四日市工業	桑名工業	いなべ総合学園	一	四日市商業	暁	川越	一
14	バドミントン	伊勢工業	暁	皇學館	一	皇學館	暁	伊勢	一
15	ラグビー	朝 明	四日市工業	木本	一	四日市メリノール学院	四日市農芸	一	一
16	相撲	宇治山田商業	明野	一	一	一	一	一	一
17	柔道	名張	四日市中央工業	皇學館	高田	名張	四日市商業	高田	一
18	剣道	三重	白子	桑名	四日市工業	鈴鹿	三重	高田	四日市工業
19	弓道	三重	伊勢学園	伊勢工業	一	四日市西	皇學館	松阪	一
20	登山	山	桑名工業	四日市	神戸	四日市	四日市農芸	一	一
21	エイトリフティング	亀山	四日市工業	四日市中央工業	一	一	一	一	一
22	レスリング	いなべ総合学園	朝明	松阪工業	四日市四郷	一	一	一	一
23	自転車	朝明	久居農林	三重	一	一	一	一	一
24	ヨット	津工業	一	一	一	津工業	一	一	一
25	ボート	相可	津	昂学園	一	津商業	津	一	一
26	フェンシング	海星	津東	鳥羽	一	鳥羽	海星	津東	一
27	ボクシング	明野	久居	水産	一	一	一	一	一
28	空手道	川越	四日市工業	桑名	一	川越	四日市商業	桑名	一
29	なぎなた	一	一	一	一	稻生	高田	一	一
30	アーチェリー	四日市四郷	三重	一	一	四日市四郷	三重	海星	一
31	カヌー	桑名西	一	一	一	桑名西	一	一	一
32	スキ	一	津田学園	海星 (同率2位)	一	名張青峰	津西	海星	一
33	ボウリング	桑名	一	一	一	名張	津商業	一	一
34	ゴルフ	三重	四日市メリノール学院	桜丘	一	津田学園	四日市メリノール学院	いなべ総合学園	一
35	ライフル射撃	一	一	一	一	一	一	一	一
36	馬術	高田	一	一	一	高田	一	一	一

定 通 制		男 子			女 子				
No.	競技種目＼順位	1位	2位	3位	1位	2位	3位		
1	陸上競技	四日市工業	みえ夢学園	伊勢まなび	一	四日市工業	一	一	一
2	軟式野球	一	一	一	一	一	一	一	一
3	ソフトテニス	大橋学園	徳風	四日市工業	一	徳風	みえ夢学園	一	一
4	卓 球	みえ夢学園	伊勢まなび	一志学園	向陽台 古川学園	向陽台 古川学園	一	一	一
5	サッカー	徳風	一	一	一	一	一	一	一
6	バレーボール	徳風	一	一	一	一	一	一	一
7	バスケットボール	みえ夢学園	四日市工業	向陽台 古川学園	一	一	一	一	一
8	バドミントン	北星	向陽台 古川学園	一	一	北星	一	一	一
9	柔道	一	一	一	一	一	一	一	一

第72回三重県高等学校総合体育大会に係る表彰式  
令和4年度全国高等学校総合体育大会に係る団旗授与式 要項

1. 期日 令和4年7月13日(水) 15:30~16:15

2. 場所 三重県総合文化センター 多目的ホール  
津市一身田上津部田 1234

3. 式次第

14:40~ 受付

15:10 着席完了(説明)

15:30 三重県高等学校総合体育大会表彰式

- (1) 開式のことば 三重県高等学校体育連盟理事長
- (2) 成績発表 全日制の部 : 男子・女子(総合1位~6位)  
定時制・通信制の部 : 男子・女子(総合1位~3位)
- (3) 県教育委員会表彰 優勝校…優勝旗、優勝杯、賞状授与  
入賞校…賞状授与
- (4) 県高等学校体育連盟表彰 優勝校…優勝盾、賞状授与  
入賞校…入賞盾、賞状授与  
〔表彰順序〕 ①全日制男子 1位~6位  
②全日制女子 1位~6位  
③定時制・通信制男子 1位~3位  
④定時制・通信制女子 1位~3位
- (5) 連続総合優勝校表彰
- (6) 種目別連続優勝校表彰
- (7) 教育長挨拶 三重県教育委員会教育長
- (8) 来賓紹介
- (9) 閉式のことば 三重県高等学校体育連盟理事長

16:00 全国高等学校総合体育大会団旗授与式

- (1) 開式のことば 三重県高等学校体育連盟理事長
- (2) 団旗授与 三重高等学校女子バレー部
- (3) 団長挨拶 三重県高等学校体育連盟会長
- (4) 選手代表誓いのことば 三重高等学校女子バレー部
- (5) 閉式のことば 三重県高等学校体育連盟理事長

16:15 終了予定



## 報告2

令和4年度三重県中学校総合体育大会及び第44回東海中学校総合体育大会の開催について

令和4年度三重県中学校総合体育大会及び第44回東海中学校総合体育大会について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月8日提出

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長



# 令和4年度三重県中学校総合体育大会の開催について

## 1 趣旨

三重県中学校総合体育大会は、中学校等教育の一環として、生徒に広くスポーツの実践の機会を与え、たくましい身体と豊かな心を養い技能の向上を目指し、学校体育の健全な発達を図る。

## 2 期日

令和4年7月26日（火）～7月31日（日）

（ただし、日程の都合により、一部種目は上記期日前後に実施する）

## 3 会場

県内各地で開催

## 4 主催

三重県中学校体育連盟、三重県教育委員会、開催市町教育委員会

## 5 参加資格

(1) 本県の中学校等に在籍する生徒（義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程を含む）で、各地区の予選会に出場し、各競技別に定めた出場資格を得たチーム、または生徒でなければならない。

(2) 理事会で承認された合同チームの出場を認める。

## 6 参加人数 約7,000人

## 7 大会会長 三重県中学校体育連盟会長

北村 浩久（四日市市立羽津中学校長）

## 8 大会本部 鈴鹿市立神戸中学校内 三重県中学校体育連盟 事務局

## 9 その他

観客の取扱については、感染防止策を徹底することが困難な場合があることから、種目や会場によって異なります。

## 第44回東海中学校総合体育大会の開催について

### 1 趣旨

中学校教育の一環として、広く中学校生徒にスポーツ実践の機会を与える、技能の向上と体力の増進、併せて、スポーツ精神の高揚を図る。

### 2 期日

令和4年8月5日（金）～8月10日（水）

### 3 会場

東海4県で4競技ずつ分散して開催

### 4 主催

東海中学校体育連盟、開催各県教育委員会、開催各市教育委員会、東海関係各競技団体

### 5 参加資格

- (1) 予選会である各県中学校総合体育大会を通過し、校長及び各県中学校体育連盟会長が出場を認めたチーム及び選手とする。
- (2) 出場チーム数及び個人戦出場選手数は、競技別実施要項に定められたとおりとする。
- (3) 参加資格の特例  
学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各県中学校総合体育大会に参加を認められた生徒とする。
- (4) 複数校合同チームの大会参加を認める。

### 6 参加人数 約5,000人

### 7 大会会長 東海中学校体育連盟会長

平井 克明（愛知県西尾市立西尾中学校長）

### 8 大会本部 静岡市立長田南中学校内 静岡県中学校体育連盟 事務局

岐阜県校長会館内 岐阜県中学校体育連盟 事務局

愛知県教育会館内 愛知県中小学校体育連盟 事務局

鈴鹿市立神戸中学校内 三重県中学校体育連盟 事務局

### 9 その他

観客の取扱については、感染防止策を徹底することが困難な場合があることから、種目や会場によって異なります。

# 別紙 1

## 令和4年度 三重県中学校総合体育大会日程会場一覧

三重県中学校体育連盟

競技名	期日	会場	予備日	準備日
陸上競技	10/ 15(土) 16(日)	三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場		
水泳競技	7/ 26(火) 27(水)	三重交通Gスポーツの杜鈴鹿水泳場		7/25
バスケットボール	7/ 28(木) 29(金)	津市産業スポーツセンター(サオリーナ)		7/27
サッカー	7/ 28(木) ~ 31(日)	三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 サッカー・ラグビー場	8/1	7/27
ハンドボール	7/ 27(水) 28(木)	AGF鈴鹿体育館		7/26
軟式野球	7/ 28(木) ~ 31(日)	ドリームオーシャンスタジアム 阪内川スポーツ公園野球場	8/1	7/27
体操競技	6/ 26(日)	四日市市総合体育館		6/25
新体操	7/ 26(火)	四日市市総合体育館		7/25
バレーボール	7/ 28(木) 29(金)	四日市市総合体育館		7/27
ソフトテニス	7/ 27(水) 28(木)	四日市ドーム	7/29	7/26
卓球	7/ 30(土) 31(日)	AGF鈴鹿体育館		7/29
パドミントン	7/ 30(土) 31(日)	三重県営サンアリーナ		7/29
ソフトボール	7/ 30(土) 31(日)	大羽根運動公園	8/1	7/29
柔道	7/ 27(水) 28(木)	亀山市西野公園体育館		7/26
剣道	7/ 26(火) 27(水)	三重県営サンアリーナ		7/25
相撲	7/ 31(日)	神宮相撲場		7/30
テニス	7/ 26(火) 27(水)	四日市テニスセンター	7/28	7/25
駅伝	11/ 20(日)	四日市市中央陸上競技場・周辺トライコース		

## 第44回 東海中学校総合体育大会日程会場一覧

競技名	期日	会場	予備日	準備日
陸上競技	8/8(月)	岐阜メモリアルセンター 長良川競技場		8/7
水泳競技	8/9(火)	浜松市総合水泳場		8/8
バスケットボール	8/9(火) 10(水)	津市産業スポーツセンター(サオリーナ)		8/8
サッカー	8/6(土) 7(日)	刈谷市総合運動公園・ウェーブスタジアム刈谷・グリーンランド刈谷		8/5
ハンドボール	8/6(土) 7(日)	OKBぎふ清流アリーナ		8/5
軟式野球	8/6(土) 7(日)	草薙総合運動場野球場・軟式野球場 静岡市清水庵原球場		8/5
体操競技	8/5(金) 6(土)	四日市市総合体育館		
新体操	8/9(火)	四日市市総合体育館		
バレーボール	8/9(火) 10(水)	岡崎中央総合公園総合体育館		8/7
ソフトテニス	8/8(月) 9(火)	四日市ドーム	(8/10)	8/7
卓球	8/6(土) 7(日)	感謝と挑戦のTYK体育館 (多治見市総合体育館)		8/5
バドミントン	8/8(月) 9(火)	メディアス体育館おおぶ		8/7
ソフトボール	8/6(土) 7(日)	静岡県ソフトボール場 ふじざくら球技場		8/5
柔道	8/6(土) 7(日)	静岡県武道館		8/5
剣道	8/6(土) 7(日)	春日井市総合体育館		8/5
相撲	8/5(金)	大垣市武道館 相撲場		8/4

プログラム編成会議 陸上競技 8/1 岐阜メモリアルセンター  
 水泳競技 8/2 浜松市総合水泳場  
 その他 8/4 愛知県教育会館